

スキースクール委員会内規

- 1 本連盟規約第35条第2項の規定及び業務運営要項第11の規定に基づき、スキースクール委員会(以下「委員会」という)の内規を定める。
- 2 委員会は、公認スキースクールの調査、研究及び活性化策を計画するとともに、各スキースクールと密接な連携を図り、関係事業を推進するため、次の業務を担当し、これを処理する。
 - (1)生涯スポーツとしてのスノースポーツ全般の普及に関する事。
 - (2)公認スキースクールの活性化及び指導助言に関する事。
 - (3)公認スキースクール講師研修会に関する事。
 - (4)公認スキースクール全国大会の参加に関する事。
 - (5)公認スキースクール主任研修会の参加に関する事。
 - (6)スキー教師の資格等に関する事。
 - (7)その他スキースクールに関する事。
- 3 委員会は、担当理事、スキースクール関係者若干名で構成し、選任については、理事会で決定し、本連盟会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。ただし、最初の委員会は、理事長が招集する。
 - (1)委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2)委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 6 委員の任期は、本連盟担当役員の任期と同一とし、再任することができる。
- 7 この内規は、平成16年10月30日から施行する。